

平成22年度 事業報告書

平成22年1月1日から平成23年5月31日

特定非営利活動法人 青少年自立援助センター

1 事業報告

(1) 本来事業報告

22年度会員集計報告 / 23年5月31日現在(〇内は21年度)

新正会員数	1名(1名)	新賛助会員数	4名(6名)
継続正会員数	34名(44名)	継続賛助会員数	37名(38名)
正会員合計	35名	賛助会員合計	41名

在籍生集計報告 / 23年5月31日現在(〇内は女子)

本来寮生	25名(3名)	卒寮生	10名(1名)
6ヶ月合宿生	14名(2名)	合宿終了生	8名
本来通所生	9名(4名)	通所終了生	-
グループホーム利用者	13名		

(2) 寮運営事業

在籍生の心身の成長と、安定を重視する管理体制を維持することに努力した

定期健康診断の実施及び診断結果に即した生活改善指導

予防接種実施と日常的予防行為の励行

福生消防署の指導による避難訓練実施と職員による定期防災訓練実施

立川防災館体験の実施

カルチャー教室・スポーツ教室・各種イベントの実施

日常生活の基本を立直すため、職員による寮生個人への指導を継続的に行った

特に就労を目指す在籍生のため、毎週水曜日に適性相談、ワークショップの開催、

履歴書作成、面接練習などを随時行う

上記に付随する情報収集として、ハローワーク利用、地域若者サポートステーション、

障害者職業相談センターの利用

就労訓練の実施

継続・忍耐・協力の力を養うための作業を行った

「試事チーム」による請負作業実施

イベントテント組立・撤去作業、清掃作業、イベントフラッグ取付・撤去作業

車いす回収作業、引越手伝い等

近隣事業所からの依頼による毎月のポスティング作業

近隣事業所からの依頼によるタオル折り作業

教材会社からの依頼による不要教材の廃棄作業

立川の民間リサイクルセンターにて、パチンコパーツのリサイクル作業

社会奉仕の心を養うためのボランティア活動

特養老人ホーム「ヨコタホーム」民間保育園「ありんこ」福生図書館

羽村図書館ハーブ園 内沼きこの園 福生市公園清掃

様々な人に触れ合う機会を提供する出店活動

七夕祭り 六月祭 文化祭

国等委託事業・助成金事業

知的障害者グループホーム「きんもくせい」運営

【23年4月】寮本部「きんもくせい第三」

厚生労働省委託事業「あだち若者サポートステーション」運営

「高知黒潮若者サポートステーション」運営

「いたばし若者サポートステーション」運営

足立区委託事業「若年層の被保護者に対する就労支援事業」運営

足立区委託事業「若年者就労支援事業」運営

足立区委託事業「ひきこもりセーフティーネット事業」運営

足立区委託事業「仕事道場」（訓練就労サポート制度）

東京都委託事業「東京都若者社会参加応援ネット・コンパス事業」運営

福生市委託事業「福東会館清掃業務」

高知县委託事業「ニート訪問支援事業」

高知县委託事業「ニート就労支援事業」

【新規】国際移住機構委託事業「定住外国人の子どもの就学支援事業」

【23年7月開設】障害者就業・生活支援センター運営

(2) 相談・情報提供事業

YSC リポート、遊遊館便り等の情報誌の発行

ホームページの定期更新

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従業者の人数	受益対象者範囲及び人数	支出額(千円)
青少年に不登校ないし引きこもり等からの脱却の機会を与え、又、集団生活、共同作業等の社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営	不登校ひきこもり状況にあった青少年に、社会参加基礎訓練の場を提供する寮兼生活指導施設の運営	通年	東京都福生市(事務所所在地)	10人	50人(寮生活利用希望者)	139,780
青少年とその保護者に対する相談事業	不登校、ひきこもり状況にあった青少年と保護者の相談に応じると共に当事業の社会的必要性を訴えるための活動	通年	全国	3人	100人(不登校・ひきこもりの青少年を持つ保護者)	153
青少年の社会的自立に関する情報提供事業	足立区在住の若年無業者、及び保護者を対象として、セミナー、カウンセリング、訪問を行う。	通年	足立区	7人	100人(足立区在住若年無業者)	19,251
青少年の社会的自立に関する情報提供事業	あだち若者サポートステーションにおいて、若年無業者を対象とした情報提供を基本として、本人の適性を見極めると同時に、活動先へ誘導する業務	通年	足立区	6人	2,000人(足立区及び近隣市区町在住若年無業者)	44,242
青少年の社会的自立に関する情報提供事業	高知黒潮若者サポートステーションにおいて、高知県内に4ヵ所のサテライトを設置。各地域で若年無業者を対象とした情報提供業務を実施	通年	高知県	6人	150人(高知市を除く、高知県在住若年無業者)	28,410
青少年の社会的自立に関する情報提供事業	いたばしサポートステーションにおいて、若年無業者を対象とした情報提供を基本として、本人の適性を見極めると同時に、活動先へ誘導する業務	通年	板橋区	4人	240人(板橋区及び近隣市区町村在住若年無業者)	14,261
ホームヘルパー養成講座等、社会福祉関連人材養成のための講習会開催及び青少年健全育成者養成講座等、社会教育関連人材	ホームヘルパー2級養成講座、アウトリーチ実践講座(本年は未実施)					

養成のための講習会開催						
青少年、高齢者、心身障害者等に対する移送・家事・給食・清掃及び生活改善支援・就労訓練等の福祉サービス事業。上記の事業として、グループホーム運営事業、地域生活支援センター運営事業、ガイド及びホームヘルプサービス提供事業、自立支援センター運営事業等の地域福祉増進のための事業	知的障害者のグループホームを運営し、自立を援助する事業	通年	福生市	4人	11人(グループホーム利用者)	18,452
障害者に対する就労支援・生活支援・相談支援等の事業	三障害の対象に就業・生活全般についての相談業務を行う(本年度は未実施)					
ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業	定住外国人の未就学児童生徒・不登校児童生徒の学習支援を行い復学を促す事業	通年	福生市	8人	45人(福生市在住及び近隣市区町村に在住する定住外国人の子弟)	22,017
リサイクル資源の回収・再利用促進事業	資源ゴミを無料回収し、地域への貢献をすると共に信頼関係を深めてゆく。	通年	福生市	5人	5,000人(福生市市民)	2,478
特定非営利活動を行う団体に対する情報提供・助言等の支援事業	主にひきこもり、ニート状態の若年者の支援を行っている他団体との調査研究事業(本年度は未実施)					

その他の事業
実施しない

平成22年度特定非営利活動に係る事業会計財産目録

平成23年5月31日現在

特定非営利活動法人 青少年自立援助センター

科目	金額(単位:円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	1,455,419	
三菱東京UFJ銀行	4,292,221	
三菱東京UFJ銀行(IOM事業専用)	6,784,577	
三菱東京UFJ銀行(IOM事業専用)	2,890,670	
多摩信用金庫	34,721,183	
多摩信用金庫(グループホーム専用)	2,847,238	
多摩信用金庫(18年度定期預金)	1,020,000	
多摩信用金庫(20年度定期預金)	136,000	
多摩信用金庫(グループホーム定期預金)	952,000	
西武信用金庫	2,428,213	
三井住友銀行	1,205,764	
四国銀行(高知黒潮若者塾専用)	326,060	
四国銀行(高知黒潮サポステ専用)	183,394	
幡多信用金庫(高知黒潮サポステ専用)	2,262	
郵便貯金	2,393,485	
郵便定額貯金	1,800,000	
郵便振替口座	54,120	
収益勘定	8,407,282	
未収入金	2,412,000	
立替金(寮生立替金)	965,593	
前払金(ガソリンプリペイドカード)	27,070	
仮払金(支所経費現金)	230,437	
流動資産合計		75,534,988
2 固定資産		
建物(本部施設・第二寮施設)	212,035,630	
構築物	1,699,488	
建物付属設備(本部施設設備)	30,979,691	
機械装置(耕運機)	2,004	
車輛運搬具(11台)	363,613	
什器備品(寮備品)	4,993,391	
土地(本部施設・第二寮施設)	153,316,908	
無形固定資産		
電話加入権	272,420	
敷金(支所賃貸敷金)	1,920,000	
出資金(西武信金・多摩信)	150,000	
保証金(支所賃貸)	1,950,000	
固定資産合計		407,683,145
資産合計		483,218,133
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金(給与)	18,697,629	
前受金(寮費・部屋代)	4,046,120	
預り金(職員所得税・住民税)	360,960	
未払消費税	665,100	
流動負債合計		23,769,809
2 固定負債		
長期借入金	397,995,161	
固定負債合計		397,995,161
負債合計		421,764,970
正味財産		61,453,163

平成22年度特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表
 平成23年5月31日現在
 特定非営利活動法人 青少年自立援助センター

科目	金額(単位:円)	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	1,455,419	
普通預金	57,789,582	
郵便貯金	4,247,605	
収益勘定	8,407,282	
未収入金	2,412,000	
立替金	965,593	
前払金	27,070	
仮払金	230,437	
流動資産合計		75,534,988
2 固定資産		
建物	212,035,630	
構築物	1,699,488	
建物付属設備	30,979,691	
機械装置	2,004	
車輛運搬具	363,613	
什器備品	4,993,391	
土地	153,316,908	
無形固定資産		
電話加入権	272,420	
敷金	1,920,000	
出資金	150,000	
保証金	1,950,000	
固定資産合計		407,683,145
資産合計		483,218,133
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	18,697,629	
前受金	4,046,120	
預り金	360,960	
未払消費税	665,100	
流動負債合計		23,769,809
2 固定負債		
長期借入金	397,995,161	
固定負債合計		397,995,161
負債合計		421,764,970
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		2,667,125
当期正味財産(増加・減少)額		64,120,288
正味財産合計		61,453,163
負債及び正味財産合計		483,218,133

平成22年度特定非営利活動に係る事業会計収支計算書
 平成22年1月1日から平成23年5月31日まで
 特定非営利活動法人 青少年自立援助センター

科目	金額(単位:円)	
(資金収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入会金・寄付収入		
会費入会金	85,000	
年会費	1,319,000	
寄付金収入	3,166,246	4,570,246
2 事業収入		
寮運営事業収入	221,257,584	
相談料等事業収入	2,844,806	
社会的自立に関する情報提供収入	136,368,360	
グループホーム事業収入	45,618,813	
ファミリーサポートセンター事業収入	30,160,748	
リサイクル事業収入	1,597,227	437,847,538
経常収入合計		442,417,784
II 経常支出の部		
1 事業費		
寮運営事業費	139,780,339	
相談料等事業費	153,675	
社会的自立に関する情報提供費	106,164,717	
グループホーム事業費	10,229,656	
ファミリーサポートセンター事業費	22,017,455	
リサイクル事業費	2,478,480	280,824,322
2 管理費		
給料手当	11,460,000	
賞与	8,331,180	
法定福利費	18,664,141	
福利厚生費	1,431,043	
広告宣伝費	181,914	
交際費	827,356	
通信費	180,070	
消耗品費	379,039	
調査研究費	825,022	
支払手数料	2,657,461	
賃借料	1,160,238	
減価償却費	28,207,342	
諸会費	158,500	
寄付金	1,820,000	
租税公課	9,391,977	85,675,283
経常支出合計		366,499,605
経常収支差額		75,918,179
III その他資金収入の部		
受取利息	108,621	
雑収入	867,726	976,347
その他資金収入合計		976,347
IV その他資金支出の部		
支払利息	17,104,147	
雑損失	1,004,341	18,108,488
その他資金支出合計		18,108,488
当期収支差額		58,786,038
前期繰越差額		-49,875
次期繰越差額		58,736,163
(正味財産増減の部)		
V 正味財産増加の部		
1 資産増加額	26,842,163	26,842,163
当期収支差額(再掲)		
2 負債減少額	31,943,875	31,943,875
増加額合計		58,786,038
VI 正味財産減少の部		
1 資産減少額		
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)		
2 負債増加額		
減少額合計		
当期正味財産増加額(減少額)		58,786,038
前期繰越正味財産額		2,667,125
当期正味財産合計		61,453,163

特定非営利活動法人 青少年自立援助センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 青少年自立援助センター という。

(事務所)

第2条 この法人の事務所を東京都福生市大字福生字武蔵野2351番地1に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を愛知県蒲郡市三谷北通5丁目141番地に置く。

3 この法人は、前項のほか、従たる事務所を高知県幡多郡黒潮町入野2092番地2に置く。

4 この法人は、前項のほか、従たる事務所を東京都足立区竹の塚6丁目16-1大恵ビル2階

(目的)

第3条 この法人は、不登校ないし引きこもり等を経験したため、又はその状態を継続しているために、一般的な就職等による社会的な自立が困難になると予想される、又は現実に困難になっている青少年（以下「青少年」という）に対して、不登校ないし引きこもり等の状況から脱却する機会を提供し、かつ、社会的自立を援助する活動として、社会参加上重要な集団生活、共同作業等の基礎訓練を行う場、及び模擬的な就業体験の場などを提供することに関する事業を行い、青少年が、各人の個性に応じた社会的自立の機会を獲得することに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 社会教育の推進を図る活動

(2) 子どもの健全育成を図る活動

(3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(4) 環境の保全を図る活動

(5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(6) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 青少年に不登校ないし引きこもり等からの脱却の機会を与え、又、集団生活、共同作業等の社会参加基礎訓練の場を提供するための寮施設兼生活指導施設の運営

(2) 青少年とその保護者に対する相談事業

(3) 青少年の社会的自立に関する情報提供事業

(4) ホームヘルパー養成講座等、社会福祉関連人材養成のための講習会開催及び青少年健全育成者養成講座等、社会教育関連人材養成のための講習

会開催

- (5) 青少年、高齢者、心身障害者等に対する移送・家事・給食・清掃及び生活改善支援・就労訓練等の福祉サービス事業
 - (6) 上記(5)の事業として、グループホーム運営事業、地域生活支援センター運営事業、ガイド及びホームヘルプサービス提供事業、自立支援センター運営事業等の地域福祉増進のための事業
 - (7) ファミリーサポートセンター事業等、男女共同参画社会促進事業
 - (8) リサイクル資源の回収・再利用促進事業
 - (9) 特定非営利活動を行う団体に対する情報提供・助言等の支援事業
 - (10) その他 上記事業に関連する諸事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 漬物用野菜の加工事業
 - (2) 漬物、海産物等の物品販売及び乳製品等の製造販売事業
 - (3) 出版事業
 - (4) 衣類・家具等のリサイクル商品の販売及び受託販売
 - (5) リサイクル資源の再商品化業務及びその受託業務
 - (6) 清掃及びハウスクリーニング事業及びその請負事業
 - (7) その他 上記事業に関連する諸事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人
- (3) 賛助法人会員 この法人の事業を賛助するため入会した法人
- (4) 特別会員・名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で特別会員又は名誉会員として理事会において推薦された個人又は団体

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員並びに賛助法人会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 特別会員又は名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承認をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 名誉会員を除く会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅し

たとき。

(3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 9人以上15人以内

(2) 監事 1人

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

(1) 理事長 1人

(2) 専務理事 1人

(3) 常務理事 1人以上3人以内

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を分担して処理する。

4 理事は、理事会を構成し、法令並びにこの定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第 1 6 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 1 7 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 1 8 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前号の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 1 9 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 2 0 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 2 1 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 2 2 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算

- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 5 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要を認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、

理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計

(2) その他の事業会計

(事業年度)

第 4 3 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり、5 月 3 1 日に終わる。

(事業計画)

第 4 4 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 4 5 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 4 6 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 4 7 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 4 8 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 4 9 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 5 0 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 2 5 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 5 1 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 5 2 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(合併)

第 5 3 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 4 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 5 5 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 5 6 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 5 7 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経、理事長が別に定める。

第 1 0 章 雑則

(細則)

第 5 8 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(附則)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当時の役員の任期は、第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、

この法人の設立の日から1999年12月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から1999年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	10,000円、	会費年額	12,000円
(2) 賛助会員	入会金	1,000円、	会費年額	3,000円
(3) 賛助法人会員	入会金	50,000円、	会費年額	50,000円
(4) 特別会員	入会金	10,000円、	会費年額	12,000円

(別表)

役員名簿

特定非営利活動法人 青少年自立援助センター

	役名	(フリガナ) 氏名	住所又は居所	備考
1	理事	クドウ サダツグ 工藤 定次	東京都福生市加美平1丁目12番地5 ラ・ネージュ101号室	理事長
2	理事	クドウ ヒメコ 工藤 姫子	東京都福生市加美平1丁目12番地5 ラ・ネージュ101号室	専務理事
3	理事	タキカワ シュウ ゾウ 瀧川 修三	東京都福生市加美平1丁目12番地5 遊遊館	常務理事
4	理事	イノウエ テツオ 井上 哲夫	東京都小金井市本町4丁目19番20号 シンエイハイム201	常務理事
5	理事	ナガタ ミノル 永田 實	神奈川県茅ヶ崎市浜須賀7番41号	
6	理事	タケダ ヒデオ 武田 秀夫	東京都青梅市河辺町1丁目825番地の1 グランツ河辺301	
7	理事	ミハシ オサム 三橋 修	神奈川県川崎市麻生区東百合丘 2丁目39番地7号	
8	理事	シノハラ ヨシノ リ 篠原 義則	東京都国立市富士見台1丁目28番地 1-32-30 5	
9	理事	ヤク ハルコ 夜久 晴子	東京都福生市南田園3丁目2番地12	
10	理事	コセキ シゲミツ 小関 重光	東京都羽村市神明台一丁目31番地6	
11	理事	カンザワ キヨエ 神澤 喜代枝	東京都府中市武蔵台1丁目24番地の38	
	監事	ヨシノ カツクニ 吉野 勝訓	東京都練馬区高野台5丁目8番12号	